# 令和6年度

財政援助団体等監査(令和5年度分)報告書

駒ヶ根市監査委員

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

#### 第2 監査の対象

| 区分 | 監査対象補助事業等     | 監査対象団体等            | 所 管 課 |
|----|---------------|--------------------|-------|
| 1  | 市民生活応援券事業     | 駒ヶ根商工会議所           | 商工観光課 |
| 2  | 地域定着奨学生支援事業   | 26名                | 企画振興課 |
| 3  | 新規就農者育成総合対策事業 | 8名                 | 農林課   |
| 4  | 小規模保育事業所整備事業  | 公益社団法人<br>青年海外協力協会 | 子ども課  |

※区分1~4ともに補助金・交付金関係

#### 第3 監査の期日及び実施場所

令和6年5月21日(火) 駒ヶ根市役所 第5会議室

#### 第4 監査の実施内容及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金等財政的に援助を与えている団体の中から抽出により、令和5年度に執行された出納その他の事務に関して、出納関係書類等を調査し、基本的に所管部局の関係職員から説明を聴取した。

監査に当たっては、財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果をあげているか、補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか、また、補助金等の公益上の必要性及び補助金等交付団体に対する指導監督が適切に行われているか、に主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

なお、本監査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## (1) 補助金・交付金関係の着眼点

- ① 財政援助の目的及び条件等に従って確実に事業等を実施し、その効果を挙げているか。
- ② 財政援助の目的の達成度を測定する手法が確立され、実施されているか。
- ③ 補助金等の交付は法令等を遵守しており、その会計経理等は適正に処理されているか。
- ④ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。また、指導監督した記録はあるか。
- ⑤ 補助金等に関する条件(貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等)は 明確か。また、条件の履行確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- ⑦ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをしているか。また、見直しを した記録はあるか。

## 第5 監査の結果

財政援助団体等に係る事務事業の執行については、監査した範囲においては概ね適正であり、財政援助の目的及び条件に沿って運営されているものと認められた。今後とも財政援助団体等と連携を図り、財政援助効果の一層の向上を期待する。

なお、一部事業に改善を要すると思われる事例も見受けられたため、令和6年7月1日付け監査~14で駒ヶ根市長に財政援助団体等監査(令和5年度分)に係る指摘事項及び要望事項として提出した。

# 第6 財政援助団体等監査(令和5年度分)に係る指摘事項及び要望事項

- I 監査対象事業別事項(結果報告における対象番号順)
- 1 市民生活応援券事業(産業部 商工観光課)

個人情報の保護や、配布を行う上での誤り、偽造券の使用、窓口受取におけるなりすまし等、当事業を執行する上でのリスクについて、その洗い出しが十分にされており、その対応策を講じての事業執行がなされていた。また、応援券の作成等についてコスト低減にも工夫が見られた。その他、事業者支援の視点から、これまでの応援券事業より幅広い業種での利用ができる取り組みとなっていた。利用率の向上についても、使用期限が近づいた時点での積極的な広報の実施などの取り組みがなされていた。これまでコロナ渦において実施されてきた販売型の応援券との違いもあるなかで、特にトラブルもなく事業完了がなされている。今後類似する事業が実施される際に、当事業で得られたノウハウが遺憾なく継承されるよう記録を残されたい。

## 2 地域奨学生支援事業 (総務部 企画振興課)

- ① 交付金の申請にあたり、交付要綱に定める要件を確認するため、申請者から住民登録情報の閲覧に関する同意を取り付けているが、実際に住所や生年月日などの確認を行ったことが記録として残されていなかった。チェックシートの作成等により、要件について「いつ、誰が、何によって」確認したのかの記録を残すようにされたい。 【指摘事項】
- ② 事前登録者、申請者が漸増傾向にあり認知度がゆるやかに向上している様子が窺われる。市ホームページや就職説明会、市内事業者を通じて周知を図っているとのことだが、関係機関との連携等により機会をとらえて情報提供を行うなど認知度の向上に向けた取り組みを進められたい。 【要望事項】

#### 3 新規就農者育成総合対策事業(産業部 農林課)

- ① 当事業については地域のサポート体制の機能が重要視されており、補助対象者が農業農村支援センター、JA、農業委員に相談をしていることが報告書にも記載されているところである。就農後の経営発展につながるよう、市においても農業団体等の伴走機関との連携を進め、新規就農者が求めるサポートが得られる取り組みを進められたい。

  【要望事項】
- ② 対象者の実績報告にかかる添付書類に支出の事実を確認する書類があるが、請求が納品よりも前となっているものがあった。1日のずれであることから不正を疑う内容ではないが、後日書類を見るものに疑念を抱かれないよう、請求書類を相手方から徴する際に留意するよう補助対象者に指導されたい。

【要望事項】

### 4 小規模保育事業所整備事業(教育委員会 子ども課)

未満児の受け入れに特化した施設への建設補助としてなされた当事業について、4月の開園から監査 実施までの間において特段のトラブルや苦情などもなくスムースに運営がなされているとのことである。 保育の円滑な実施のため、今後、年度中途の入園児が増える中で運営上苦慮する事項が発生した際など、 市として継続的なサポートに取り組まれたい。

街なかの保育園であることのほか、開所日以外の市民への遊具解放なども安全対策を講じての実施が開始されており、子ども・子育て支援や街なかの活性化の一助となる施設となることを望むものである。

【要望事項】

<指摘事項及び要望事項の区分について>

【指摘事項】財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【要望事項】制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な 指導を求めるもの